

## 規 則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年八月三十日

埼玉県人事委員会委員長 池 本 誠 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一〇五八

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―九三）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第二号中「をしてしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を「（次に掲げる育児休業を除く。）をしてしている職員」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

ロ 当該育児休業の承認に係る期間の全部が子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であつて、当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である育児休業

第十二条第二項第二号中「をしてしている職員（当該育児休業の承認に係る期間（当該期間が二以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が一箇月以下である職員を除く。）」を「（第六条第二項第二号イ及びロに掲げる育児休業を除く。）をしてしている職員」に改める。

附 則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。